

令和6年6月10日

保護者の皆様へ

青森県立弘前南高等学校
校長 川浪泰浩

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について（お知らせ）

初夏の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に御協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

さて、昨年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました。そのため、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について、下記のようにさせていただきます。

つきましては、御理解・御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 医師の診断により陽性が判明した場合について、出席停止とします。その際、次のようになります。
 - (1) 有症状者の場合
発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、6日目から登校可能とします。ただし、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
 - (2) 無症状患者の場合
検体採取日を0日目として6日目から登校可能とします。ただし、検体採取日から7日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- 2 購入した検査キットで陽性だった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断を受けていただくようお願いいたします。また、登校許可日の確認をお願いいたします。
- 3 学校感染症罹患報告書の提出をお願いいたします。
 - (1) 生徒を通じて、保護者へ配布いたします。
 - (2) 薬の明細書や病院受診時の領収書等、医師の診断により陽性が判明したことを証明する書類の写しの添付をお願いいたします。

※ 学校感染症に罹患し出席停止とする場合、学校感染症罹患報告書の提出が必要になります。学校感染症は、新型コロナウイルス感染症以外にも、インフルエンザや溶連菌感染症、感染性胃腸炎等があります。